

第44期秋田県労働委員会委員は、令和4年11月30日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

令和4年9月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 推薦対象

第45期秋田県労働委員会の使用者委員及び労働者委員各5人

2 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合

3 被推薦者となることができない者

(1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

4 推薦期間

令和4年10月3日（月）から同月31日（月）まで

5 推薦方法

労働組合にあっては、推薦書に労働組合法施行令第21条第3項の規定による証明書を添えて、秋田県産業労働部雇用労働政策課へ提出すること。

なお、労働組合の推薦書に添える証明書の交付にあたっては、資格審査が必要になるため、令和4年10月7日（金）までに秋田県労働委員会事務局（電話番号018-860-3282）へ申請すること。

6 その他

関係書類、手続その他不明な点は、秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話番号018-860-2334）へ問い合わせること。